

# 地方基盤企業の統合等に関する 公正取引委員会の考え方

公正取引委員会 委員長  
杉本 和行

地域における移動手段や金融サービスの維持は重要であり、こうした基幹的サービスの維持のために経営統合等が必要となることがある

## 経営統合等

競争の実質的制限にならない場合が大半

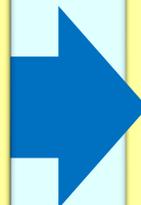
競争が実質的に制限される場合

地域のインフラ的サービスの維持を考える際にも、消費者や中小企業等の利益を確保するため、**極力競争制限的でない方法、市場を広げていく方法を探るべき**

- 独占の利益を享受できることから消費者に寄り添ったサービスをできるだけ多く提供しようというインセンティブを失い、これが消費者に対するサービス水準の低下につながるおそれ
- 企業の価値の減少にもつながるおそれ

## 地方銀行

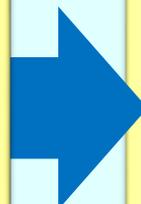
構造的な需要の減少により、複数の地方銀行による競争の維持が困難である場合などに行われる経営統合



金融制度の所管官庁である金融庁が金融というインフラ的サービスの維持のために統合が不可欠であると判断するのであれば、そういった判断も取り入れつつ、独禁法上の判断をすることが考えられる

## 乗合バス

地域における生活路線のネットワーク全体を維持するための路線の調整や運賃プールを含む共同経営



自治体を中心に利用者等を含め協議が行われるなど、利用者の利益が確保されるのであれば、独禁法の特例とすることが考えられる

インフラ的サービスを維持していくためには、規制緩和等により、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進し、需要者の選択肢を確保していくような取組も重要

例えば、

- 金融市場においては、フィンテックを活用して金融サービスを提供する事業者の参入を進める
- 地方公共交通においては、規制緩和を含めた新たな移動手段の提供者の参入を促していく